

Title	張家山漢簡『蓋廬』にみえる義兵説
Author(s)	福田, 一也
Citation	中国研究集刊. 2008, 47, p. 43-59
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61111
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

張家山漢簡『蓋廬』にみえる義兵説

福田一也

一、緒言

一九八三年、湖北省江陵県張家山二四七号墓より竹簡一千二百三十六枚が出土し、その中に「蓋廬」と題する古文獻が含まれていた。該墓は前漢初期の造営と推定されており、副葬品や同時に出土した「歴譜」の記載から、墓主は下級官吏で、呂后二年（前一八六年）、或いはその後ほどなく死去したものとみられている^{注1}。本書の編纂後、それが広く流布し、下級官吏であった墓主の手に渡るまでには、一定の時間を見込む必要がある。従って、本書は、少なくとも戦国期には成立していた可能性が高いと思われる。

『蓋廬』は、春秋の五霸の一人にも教えられる呉王闔廬（「闔閭」とも表記）と臣下の伍子胥の問答形式によつて、伍子胥の兵法が語られる一種の兵法書である。中で

も注目を集めたのは、本書に典型的な兵陰陽家の思想が見えている点であり^{注2}、拙稿「張家山漢簡『蓋廬』中の黄帝与陰陽流兵法」（『文与哲』第十二期、二〇〇八年六月）においても、黄帝との関わりにおいて兵陰陽家の用兵法を論じた。

この点は確かに本書の軍事思想の大きな特色として挙げられるものの、本書は決してそれに終始しているわけではなく、「兵」（軍事）を正義を守る手段と位置づける、所謂「義兵」の主張も見えている。そもそも『蓋廬』において「兵」（軍事）はどのように位置づけられているのか。これは『蓋廬』の軍事思想の根幹をなす部分であり、先ず押さえておくべき重要な問題であろう。

そこで本稿では、『蓋廬』の軍事思想を明らかにする試みの一環として、本書に見える義兵説に着目し、その具体的内容を検討する。そして、他書に見える義兵説との

比較や、本書中の兵陰陽思想との関連を考察する作業を通じて、『蓋廬』に見える義兵説の特色を明らかにすることにしたい。

なお、テキストは張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社、二〇〇一年十一月）を底本とし、諸家の意見を参考に筆者が校勘したものを用いるが、特に重要と思われる場合を除いて逐一注記しない。

二、『蓋廬』の全体構成

内容の検討に先立ち、『蓋廬』の全体構成を概観しておく。『蓋廬』は、「蓋廬」（闔廬）の問いに「申胥」（伍子胥）が答える問答形式をとっており、その形式と内容から、以下の九章に分けることができる。

（総論）第一章：統治論

第二章：天時

第三章：布陣法

第四章：兵陰陽家の用兵法

第五章：兵陰陽家の用兵法

第六章：戦場における敵情の観察と攻撃

第七章：戦場における敵軍への対処法

第八章：国内における攻撃対象

第九章：国外における攻撃対象

第一章は、「蓋廬問申胥曰」という書き出しで始まる総論的性格を備えた章で、広く天下統治を論じている。これに対して、第二章以下は、「●蓋廬曰」（●は墨点）で始まる各論である。

第二章・第四章・第五章には、典型的な兵陰陽家の思想が見えており、これらの章はとりわけ研究者の注目を集めている。第三章は軍隊の布陣に関する論説で、『孫子』と相通する兵権謀家的用兵法が主となっている。第六章・第七章は、戦場における敵軍への対処法を何れも十条列挙しており、田旭東氏が指摘するように、この両章も兵権謀家的色彩が濃い^{〔注3〕}。そして、第八章・第九章では、民を救う手段、乱を救う手段として、国内外の攻撃対象を各十条列挙している。

第二章以下の章順は必ずしも整理小組の排列通りでなかった可能性もあり、章単位での組み替えは可能である。ただし、第四章と第五章、第六章と第七章、第八章と第九章は何れも関連深い章であり、整理小組の配列は概ね妥当と言える。

先述の如く、先行研究では兵陰陽家的色彩の濃い部分、すなわち第二章・第四章・第五章に対する分析が中心となっている。しかしながら、全体を一瞥しても分かるように、『蓋廬』は決して兵陰陽家の兵法に終始しているわけではない。第一章では、軍事のみならず、広く統治論を展開し、また、第八章・第九章では、如何なる場合に軍事行動を興すべきかを論じている。この部分には、軍事に対する基本姿勢が表れており、『蓋廬』の軍事思想を検討する上で重要な部分である。そこで本稿では、主に第一章・第八章・第九章を取り上げ、分析を試みることにする。

三、『蓋廬』における統治論

前述の如く、第一章は『蓋廬』全体における総論的性格を備えた章である。その冒頭において吳王闔廬は伍子胥に六つの質問を行う。その質問は軍事に関する内容も含むが、むしろ広く統治に関する内容となっている。では『蓋廬』はどのような統治を指向しているのか。これは『蓋廬』の軍事思想を窺う上でも重要となるので、先ずこの部分から見えていきたい。

蓋廬、問申胥曰、「凡有天下、何毀何舉、何上何下。治民之道、何慎何守。使民之方、何短何長。循天之則、何去何服。行地之德、【1】何范何極。用兵之【謀、何^{注4}】極何服。」

申胥曰、「凡有天下、無道則毀、有道則舉。行義則上、廢義則下。治民之道、食爲大葆。刑罰爲末、德政爲首。【2】使民之方、安之則昌、危之則亡、利之則富、害之有殃。循天之時、逆之有禍、順之有福。行地之德、得時則歲年熟、百姓飽食。失時則危其國【3】家、傾其社稷。凡用兵之謀、必得天時、王名可成、妖孽不來、鳳鳥下之、母有疾災、蠻夷賓服、國無盜賊、賢慤則起、暴亂皆伏。此謂順天【4】之時。」（第一章）

蓋廬、申胥に問いて曰く、「凡そ天下を有つは、何ぞ毀ち何ぞ舉げ、何ぞ上り何ぞ下らん。民を治むるの道は、何を慎しみ何を守らん。民を使うの方は、何を短とし何を長とせん。天の則に循うは、何を去り何に服わん。地の徳を行うは、何を范とし何を極とせん。用兵の「謀は、何を」極とし何に服わん」と。申胥曰く、「凡そ天下を有つは、道無ければ則ち毀ち、道有れば則ち舉ぐ。義を行えば則ち上り、義を廢つれば則ち下る。民を治むるの道は、食を大葆と爲し、

刑罰を末と爲し、徳政を首と爲す。民を使うの方は、之を安んずれば則ち昌え、之を危うくすれば則ち亡び、之を利すれば則ち富み、之を害せば殃有り。天の時に循うは、之に逆えば禍有り、之に順えば福有り。地の徳を行うは、時を得れば則ち歳に年熟ありて、百姓食に飽く。時を失えば則ち其の國家を危うくし、其の社稷を傾く。凡そ用兵の謀は、必ず天時を得れば、王名成す可く、妖孽來らず、鳳鳥之（三）下にり、疾災有ること母く、蠻夷賓服し、國に盜賊無く、賢愨則ち起ち、暴亂皆な伏す。此れを天の時に順うと謂う」と。

闔廬は申胥に尋ねた。「天下を保持する場合、どうすれば國を滅ぼし、どうすれば國が興り、どうすれば（國勢が）上昇し、どうすれば（國勢が）下降するのか。人民を統治するには、何を慎重にし何を堅守すべきか。人民を使役するには、何を避け何を行うべきか。天の法則に従うには、何を除き何に従うべきか。地の徳を行うには、何を規範とし何を手本とすべきか。用兵の計謀は、何を手本とし何に従うべきか」と。

申胥は答えて言った。「おおよそ天下を保持する場合、道を失う者は（天に）滅ぼされ、道に適う者は興起し、義を

実行する者は（國勢が）上昇し、義を実行しない者は（國勢が）下降します。人民を統治する方法は、食を宝として刑罰を後回しにし、恩徳による政治を優先することです。人民を使役する方法は、（農繁期を避けて民を動員するなど）民生を安定させれば國家は繁榮し、民生を不安定にさせれば國家は滅亡し、人民に利益を与えれば國家は富裕となり、人民に危害を加えれば天殃が降ります。天の法則に従うとは、（天の法則に）逆行すれば禍が生じ、随順すれば福があります。大地の恵みに従うとは、時宜を得ればその歳の穀物は実つて民は食に満足し、時宜を失えば國家は危難に陥り、社稷を傾けてしまいます。用兵の計謀とは、必ず天の時宜を得るようにすれば、王者の名を得ることができ、不吉な予兆は現れず、鳳凰が下り、流行病や災害は起こらず、辺境の蠻夷は服従し、國に盜賊はなくなり、賢人が活躍し、暴動や混乱は皆な収束いたします。これを天の時宜に随順すると言います」と。

闔廬の質問とそれに対する伍子胥の答えをまとめると、次表のようになる。

先ず闔廬の六つの質問について見てみると、①は「天下を有つ」とあるように、天下全体の統治に関わる総論であるのに対し、以下では、「民」（②③）、「天」（④）、

「地」(⑤)、「兵」(⑥)のように各論が展開されている。「民」と「兵」とを一括して「人」と捉えるならば、②③④は「天」・「地」・「人」に関する質問ということになる。

表

闔廬の質問	伍子胥の回答
①有天下	無道則毀、有道則舉。 行義則上、廢義則下。
②治民之道	食爲大葆。刑罰爲末、德政爲首。
③使民之方	安之則昌、危之則亡。 利之則富、害之有殃。
④循天之則(時)	逆之有禍、順之有福。 得時則歲年熟、百姓飽食。
⑤行地之德	失時則危其國家、傾其社稷。
⑥用兵之謀	必得天時、王名可成、妖孽不來 鳳鳥下之、毋有疾災、蠻夷賓服、 國無盜賊、賢慝則起、暴亂皆伏。

次に各内容を見てみると、①は「天下を有つ」という表現にも顕著なように、闔廬は吳国一国の統治ではなく、天下全体を統治する方策を伍子胥に尋ねている。自国の

みならず、天下全体を視野に入れた統治論である点は、本書を理解する上で看過できない重要な点である。伍子胥はこの質問に対し、天下を統治するには「道」の有無、「義」の実践が鍵となると答える。ただし、「道」は国家の興隆・滅亡に関わるとされるのに対し、「義」の側は国勢の昇降を左右するというやや軽い表現となっている。

この点より判断すると、伍子胥は「義」よりも「道」の実践をより重視していると言える。なお、直接的な言及はないものの、これら国家の存亡を決定する主体としては、天(上天)が念頭に置かれている可能性が考えられる。この点については後述する。

続く②は民の統治法、③は民の使役法で、何れも民に関わる議論である。民を統治するには食の確保が重要であり、施し(「徳政」)に務め、刑罰を省くべきことが述べられる。また民を使役するには、民生の安定・民の利益を優先すべきで、それが適切であれば国は繁栄し裕福となるが、適切さを欠けば国は滅亡し、災いが降るとする。②③④の各論中、先ず民に関する論が二条続くことから、本書において民治が如何に重視されているかが諒解されるであろう。

後半⑤⑥は、それぞれ「天」・「地」・「兵」に関する各論だが、何れも天時に従うことが重視される。中でも

注目すべきは、⑥「用兵之謀」において天時に適う用兵を行つた際にもたらされる種々の効用である。「王名成す可く」とあるように、天時を得た用兵は、新王朝の創始者たる王者にさえなり得ると伍子胥は説く。「妖孽來らず、鳳鳥^ニ之に下り、疾災有ること母」しは、何れも吉祥の描写であるが、とりわけ鳳鳥（鳳凰）の出現は、天命が改まり新王朝が創始される予兆として有名である。そしてその統治範圍は、「蠻夷賓服す」とあるように蠻夷にまで及ぶ。すなわち、天時を得た用兵は、天の承認を得て新王朝を樹立し、天下全体の支配者とさえ成り得ると伍子胥は説くのである。

呉王闔廬は春秋の五霸の一人に数えられ、通常は覇者として認識されている。しかしながら、ここで伍子胥は覇者ではなく王者の兵を論じている。この点は『蓋廬』の軍事思想を検討する際、先ずおさえておかねばならぬ重要な点であろう。以上を踏まえ、次節では『蓋廬』における兵（軍事）の位置づけについて見ていくことにする。

四、『蓋廬』における軍事の位置づけ

本節では、第八章と第九章を一括して検討する。両章

は何れも「攻之」の句型を用いて攻撃すべき対象を十者列挙し、末尾には「此十者、救民道也」（第八章）・「此十者、救亂之道」（第九章）と類似語句が見え、さらに内容上も非常に関連深いことが認められるからである。

連劭名氏は、古代中国において兵（軍事）と刑（刑罰）は一連のものであった（所謂「兵刑一致」とし、第八章「救民道」は『漢書』刑法志の「小者致之市朝」、第九章「救亂之道」は「大者陣諸原野」（同）に相当すると指摘する^{〔註5〕}。氏の指摘は的確であり、第八章では国内に対する刑罰、第九章では国外に対する刑罰として兵（軍事）を用いることが主張されている。ただし、その具体的内容に関する詳細な検討は行われていないので、以下、分析を試みることにする。

第八章「救民道」において、伍子胥は攻撃対象を列挙した後、「此十者、救民道也」と締め括る。だが、実際には九条しか見えず、脱誤があるか、或いは「十者」とは概数の可能性もある。なお、行論の便宜上、訓読・口語訳中の各条文に番号を付しておく。

●蓋廬曰、「天之生民、無有恒親。相利則吉、相害則滅。吾欲殺其害民者、若何。」

申胥曰、「貴而毋義、富而不施者、攻之。不孝父兄、

不【46】敬長叟（叟）者、攻之。不慈稚弟、不入倫
雉（籠）者、攻之。商販賈市、約賈（價）強買不已者、
攻之。居里不正直、強而不聽□（法）正（政）、出入
不請者、攻之。公耳公孫、【47】與耳□門、暴敖不鄰
者、攻之。爲吏不直、枉法式、留難必得者、攻之。
不喜田作、出入甚客者、攻之。常以奪人、衆以無親、
喜反人者、攻之。【48】此十者、救民道也。【49】（第
八章）

●蓋廬曰く、「天の民を生ずるや、恒親有ること無し。
相利すれば則ち吉あり、相害すれば則ち滅ぶ。吾れ
其の民を害する者を殺さんと欲す、若何せん」と。
申胥曰く、「①貴きも義母^なく、富むも施さざる者は、
之を攻む。②父兄に孝ならず、長叟に敬ならざる者
は、之を攻む。③稚弟を慈まず、倫第に入らざる者
は、之を攻む。④賈市に商販するに、約價強買して
已まざる者は、之を攻む。⑤里に居りて正直ならず、
強にして法政を聴かず、出入するに請わざる者は、
之を攻む。⑥公耳公孫にして、與耳□門、暴敖にし
て鄰せざる者は、之を攻む。⑦吏爲るも直ならず、
法式を枉げ、留難して必ず得んとする者は、之を攻
む。⑧田作を喜ばず、出入して甚だ客たる者は、之
を攻む。⑨常に以て人より奪い、衆は以て親しむ無

く、人に反するを喜ぶ者は、之を攻む。此の十者は、
民を救う道なり」と。

闔廬は言った。「天は民を生み出したが、（生み出した
からといって民に）常に親しむわけではない。民が互い
に利益を共有しあえば吉を与え、互いに危害を加えあえ
ばこれを滅ぼす。私はその民に危害を与える輩を誅殺し
ようと思うが、如何にすればよいか」と。

伍子胥は答えて言った。「①身分が高いが正義がなく、
裕福だが施しを行わない者は攻伐します。②父兄に孝を
尽くさず、年長者を敬わない者は攻伐します。③年少者
を慈まず、悌の秩序を乱す者は攻伐します。④市で商
売を行う際、安価で仕入れ高値で売りつけることを止め
ない者は攻伐します。⑤里において正直ではなく、強情
で法令に従わず、里を出入する際に許可を得ない者は攻
伐します。⑥貴族の子弟で、與耳□門、暴虐で周りと協
調しない者は攻伐します。⑦吏でありながら公正でなく、
規則を枉げ、難癖をつけて必ず見返りを求める者は攻伐
します。⑧農作業を厭い、彼方此方に移動して定住しな
い者は攻伐します。⑨いつも他人のものを奪い、周囲に
親しまれず、他者に反対することを好む者は攻伐します。
以上の十者は民を救う道です」と。

ここでは「民を救う道」が列挙されるが、まず注目されるのは冒頭における闔廬の質問である。「天の民を生ずるや」とあるように、闔廬は民を生み出したのは天であるとする。しかしながら、天は民を生み出したからといって無条件で民に親しむのではなく、互いに親しみあえば吉を与え、危害を加えれば滅亡させるとも述べる。すなわち、天は民を生み出した後もその所業を監視し、

「吉」・「滅」という形で査定を下すというのである。かかる認識を前提に、闔廬は自分が不逞の輩を排除せんと意気込むが、この部分には少々注意が必要であろう。闔廬自身も述べているように、相互に侵害しあう民に罰を降すのは、本来、天の仕事であった。だが、闔廬は自分の手でそれを実行しようとする。すなわち闔廬は、天の代行者として誅伐を行おうとしているのである。このように『蓋廬』では、その軍事行動を天に根拠づけて正当化しており、この点は『蓋廬』の軍事思想を考察する上で看過できないものである。

さて、以上の闔廬の質問に対し、伍子胥は誅罰を加えるべき対象を列挙する。その対象は、身分の高い者(①)、裕福な者(②)、貴族の子弟(③)などの上層階級から、一般人を対象としたと思われるもの(④)(⑤)(⑥)(⑦)(⑧)(⑨)、及び商売人(⑩)や吏(⑪)に関するものまで多岐に渡

る。だが、何れも個人を対象とするもので、その範囲も「里に居りて正直ならず」とあることよりすれば、「里」などの比較的小さな行政単位を念頭に置いたものと考えられる。すなわち、第八章「救民道」では、国内(より限定すれば「里」)の秩序を乱す者を列挙し、これに誅罰を加えることを述べていると言えらる。

それでは次に第九章「救亂之道」を見てみよう。本章末尾に「此十者」とあるものの、実際には十三条が列挙されており、ここでも数が一致しない。なお、前章と同様に、各条文に番号を付しておく。

●蓋廬曰、「以德【攻何如】。」

【申胥曰、「以】德攻者、其母德者、自置爲君、自立爲王者、攻之。暴而無親、貪而不仁者、攻之。賦斂重、【50】強奪人者、攻之。刑正(政)危、使民苛者、攻之。緩令而急徵、使務勝者、攻之。【有虎狼之心、内有盜賊之智者、攻之。暴亂母【51】親而喜相誑(欺)者、攻之。衆勞卒罷、慮衆患多者、攻之。中空守疏而無親【口口】者、攻之。群臣申、三日用暴兵者、攻之。地大而無【52】守備、城衆而無合者、攻之。國【口室】母度、名(大)其臺樹、重其正(征)賦者、攻之。國大而德衰、天旱【而】【53】數饑者、攻之。此十者、

救亂之道也。」(第九章)

●蓋廬曰く、「徳を以て【攻むとは何如せん】と。

【申胥曰く、「徳を【以て】攻むとは、①其の徳母き者、自ら置きて君と爲り、自ら立ちて王と爲る者は、之を攻む。②暴にして親しむ無く、貪りて不仁なる者は、之を攻む。③賦斂重く、人より強奪する者は、之を攻む。④刑政危き、民を使うこと苛なる者は、之を攻む。⑤令を緩くして徴を急にし、務めをして勝らしむ者は、之を攻む。⑥外に虎狼の心有り、内に盜賊の智有る者は、之を攻む。⑦暴亂して親しむ母く相欺くを喜ぶ者は、之を攻む。⑧衆勞し卒罷れ、慮衆く患多き者は、之を攻む。⑨中は空しく守りは疏にして□□に親しむこと無き者は、之を攻む。⑩群臣申すも、三日にして暴兵を用うる者は、之を攻む。⑪地は大なるも守備無く、城衆きも合う無き者は、之を攻む。⑫國□室に度母く、其の臺榭を大にし、其の征賦を重くする者は、之を攻む。⑬國は大なるも徳は衰え、天早りて數しは饑うる者は、之を攻む。此の十者は、亂を救うの道なり」と。

闔廬は言つた。「徳を基準として攻撃を加えるとはどう

いうことか」と。

伍子胥は言つた。「徳を基準として攻撃を加えるとは、

①徳が無いのに自ら君主や王になつたりする者、こうした輩に攻撃を加えることです。②暴虐で民に親しまず、私欲を貪つて不仁な者は、これを攻伐します。③租税を重くし、人民から物資を強奪する者は、これを攻伐します。④刑罰が不公平で、民を酷使する者は、これを攻伐します。⑤(物資徴収等)の命令は緩慢だが、取り立ては急で、過剰な任務を押しつける者は、これを攻伐します。⑥他國(の土地や物資)を虎狼の心で狙い、国内では盜賊の智恵を働かせて搾取る者は、これを攻伐します。⑦暴虐で周圍に親しまず、(他國を)欺くことを好む者は、これを攻伐します。⑧民衆は疲弊し、兵卒は疲れ、憂いや患が多い者は、これを攻伐します。⑨国内の物資は空つぽで、国防を疎かにし、□□に親しむことがない者は、これを攻伐します。⑩群臣が諫めても、すぐさま暴兵を振るう者は、これを攻伐します。⑪國土は広いが守備は疎かで、城は多いが統率を欠く者は、これを攻伐します。⑫宮室は奢侈で限度が無く、望楼を大きくすることに務め、(建設費の捻出のために)租税を重くする者は、これを攻伐します。⑬國土は広いが徳は衰え、天が干魃を降してしばしば民が飢餓状態に陥る者は、これ

を攻伐します。この十者は乱を救う道です」と。

ここで伍子胥は、「徳」という観点から、無徳の所業を十条（実際には十三条）列挙し、かかる行為を行う者には攻撃を加え、排除すべきとする。その対象は「自ら置きて君と爲り、自ら立ちて王と爲る者」とあるように、為政者の立場にある者であり、「國□室に度母く」・「國大なるも徳衰え」との表現から、それは主に一国の君主を念頭に置いたものであることが分かる。十三条の内容は多岐に渡るが、内容別に分類すると以下のようになる。

- (A) 民に親しまない君主→②
- (B) 民から物資等を搾取する君主→②③⑤⑥⑫
- (C) 民を無理に使役する君主→④⑧
- (D) 他国と親しまず、他国を欺く君主→⑦
- (E) 不当な軍事行動を行う君主→⑤⑥⑧⑩
- (F) 国の防備を怠る君主→⑨⑪
- (G) 徳が無いのに自立して君・王となる者→①
- (H) 干魃に見舞われ餓死者を出す君主→⑬

(A) (B) (C) は何れも民に対するもので、民の統治が当を得ない君主が攻撃対象に挙がっている。この点は、第一章で民生を重視していたことと一致する。

(D) は外交に関するもので、他国と協調せず、他国を欺くことを図る君主は攻撃すべきとする。

(E) (F) は軍事に関連し、他国への不当な侵略を目論む君主、及び自国の防備を怠る君主が討伐の対象とされる。他国への侵略はもとより、国防の怠慢も結局は他国からの侵略を招く。すなわち伍子胥は、天下全体の安寧・平和を守る手段として軍事を主張している。これも、第一章で闔廬が天下全体の統治を指向していたことと対応するであろう。

(G) では、徳が無いにもかかわらず、君や王を自称する者が攻撃対象とされる。これも国際情勢を不安に陥れる懸念材料だが、この記述は、当時、こうした状況が頻発したことを前提としているようである。

(H) のように、干魃で餓死者を出す君主も攻撃対象とされる。古代中国では、干魃は単なる自然災害ではなく、君主の悪政に対する天の懲罰であると考えられていた。すなわち干魃の発生は、天意を得ていない証明であると言える。第一章では、天時に従う用兵は天意を得て、天下全体の統治者と成り得ることが述べられていた。その背後には強い上天信仰が存在するが、干魃に言及するこの部分にもそれは見え隠れする。

以上、第八章と第九章を検討した。第八章では、国内（より厳密には「里」内）におけるの不逞の輩、第九章では国外における不徳の君主に対して、刑罰としての兵（軍事）を用いるべきことが述べられていた。これは前述の如く「兵刑一致」に基づく兵論である。またその内容は、正義の実現を目指す所謂「義兵」であり、第一章の統治論と同じく、天下全体を視野に入れた上での「義兵」説であると言える。「義兵」説自体は決して珍しい主張ではなく、他書にも散見する。そこで次節では、他書に見える義兵説との比較を試みることにする。

五、他書に見える義兵説

本節では、他書に見える義兵説との比較を通して、『蓋廬』における義兵説の特色を明らかにする。

『荀子』議兵篇には、軍事に関する陳轅と孫卿子（荀子）の次のような対話が記録されている。

陳轅、問孫卿子曰、「先生議兵、常以仁義爲本。仁者愛人、義者循理。然則又何以兵爲。凡所爲有兵者、爲爭奪也。」孫卿子曰、「非女所知也。彼仁者愛人、愛人故惡人之害之也。義者循理。循理故惡人之亂之

也。彼兵者、所以禁暴除害也。非爭奪也。」（『荀子』議兵篇）

陳轅、孫卿子に問いて曰く、「先生は兵を議するに、常に仁義を以て本と爲す。仁者は人を愛し、義者は理に循う。然らば則ち又た何ぞ兵を以うるを爲さんや。凡そ兵有りとなす所の者は、争奪の爲めなり」と。孫卿子曰く、「女の知る所に非ざるなり。彼の仁者は人を愛す。人を愛するが故に人の之を害するを惡むなり。義者は理に循う。理に循うが故に人の之を亂すを惡むなり。彼の兵なる者は、暴を禁じ害を除く所以なり。争奪に非ざるなり」と。

陳轅は孫卿子（荀子）に向かつて、「先生は常々仁義こそが根本だと述べておりますが、仁者は人を愛し、義者は道義に従うもので、どうして兵を論じたりしましょうか。兵が必要なのは争奪のためでしょう」とその矛盾点を指摘する。これに対して荀子は「仁者は人を愛するがゆえに人が仁を害するのを憎み、義者は道義に従うがゆえに人が道義を乱すのを憎むのだ」と切り返し、兵（軍事）とは暴乱を禁じ、民の害を除く手段であると説く。これは基本的に『蓋廬』の義兵説と相通する思考と言える。

また『尉繚子』兵令上篇にも、類似の論が展開される。

兵者凶器也。爭者逆德也。事必有本。故王者伐暴亂、

本仁義。戰國則以立威抗敵相圖、而不能廢兵。(『尉

繚子』兵令上篇)

兵なる者は凶器なり。争なる者は逆德なり。事必ず本有り。故に王者の暴亂を伐つは、仁義に本づく。

戰國は則ち威を立て敵に抗するを以て相圖り、而して兵を廢する能わず。

兵令上篇では、「兵なる者は凶器なり。争なる者は逆德なり」と、兵は不祥の道具であり、争い事は德に逆らうものであると規定する。そしてその上で、「故に王者の暴亂を伐つは、仁義に本づく」と、王者の兵は暴亂を鎮めるためのもので仁義を根本にしているとし、かかる論理を用いて軍事を正当化している。これもやはり義兵を肯定する点で『蓋廬』と軌を一にしていよう。ただし、『荀子』議兵篇・『尉繚子』兵令上篇には、何れも『蓋廬』のように国内と国外に場合分けして論ずるといった思考は見えず、この点は『蓋廬』とは些か異なる。より『蓋廬』に近似した思考を展開するのは、次の『管子』である。

君之所以尊卑、國之所以安危者、莫要於兵。故誅暴國必以兵、禁辟民必以刑。然則兵者外以誅暴、内以禁邪。故兵者尊主安國之經也、不可廢。(『管子』參患篇)

君の尊卑ある所以、國の安危ある所以の者は、兵より要なるは莫し。故に暴國を誅するには必ず兵を以てし、辟民を禁ずるには必ず刑を以てす。然らば則ち兵とは外に以て暴を誅し、内に以て邪を禁ず。故に兵は主を尊び國を安んずるの經なりて、廢すべからず。

管仲は、君主の尊卑・國家の安危には兵が鍵となるとし、暴國を誅伐し、邪民を罰する手段として兵を用いることを説く。また「兵とは外に以て暴を誅し、内に以て邪を禁ず」と、国内・国外に場合分けして兵を論じている。これはまさに「兵刑一致」の思想であり、この点も『蓋廬』と非常によく似た兵論である。だが『管子』には、兵とは覇者が用いるものとする、次のような記述も見える。

明一者皇、察道者帝、通德者王、謀得兵勝者霸。故夫兵、雖非備道至德也、然而所以輔王成霸。(『管子』

兵法篇)

一を明らかにする者は皇たり、道を察する者は帝たり、徳に通ずる者は王たり、謀りて兵勝を得る者は霸たり。故に夫の兵は、道を備え徳を至すに非ざる。と雖も、然るに王を輔けて霸を成す所以なり。

管仲は、「皇」・「帝」・「王」・「霸」の四段階を設け、「兵」(軍事)は最下位の覇者が用いるものであると説く。そして兵(軍事)は、「道」・「徳」を備えたものではないとしながらも、「王を輔けて覇を成す所以なり」とあるように、王者を助けて覇業を成就する手段にはなるとして、一定の評価を与えている。

前述の如く、『管子』と『蓋廬』に見える義兵説は、多くの共通点を持っている。ただし『管子』では、兵は覇者が用いるものとし、あくまで周王を補佐する覇者の立場からの兵論となっている。これに対し、『蓋廬』では、覇者は全く想定されておらず、終始王者の兵を論じている。かかる相違は、中原文化の受容の有無という齊と呉の地域的差違にもよるであろうが、『蓋廬』ではそもそも天下全体を視野に入れた統治を指向していたことも関係しよう。

さて、第一章では、天時に適う用兵を行うことで、天

下全体の統治者たる王者にさえ成り得ることが述べられていた。天時に従うことは、天の意志に従うことでもある。すなわち、『蓋廬』では、単に軍事力によって天下を平定すればよいというのではなく、その軍事行動が天意を得ているか否かが最大の関心事となっているのである。第八章の中で、闔廬は天を代行して誅伐を行おうとしていたが、これも天意に適う用兵の主張と捉えることができる。要するに、『蓋廬』の義兵説は、人格神としての天を根幹に据えた兵論である点に特色を持つと言える。

もっとも、人格神としての天と軍事(兵)を結びつける思考は『蓋廬』に限ったものではなく、既に『尚書』の武王克殷の記事などに見えている。例えば『尚書』泰誓篇には、武王が殷の紂王を討伐する際、その軍事行動を天命として正当化する以下のような言葉が見える。

今、商王受(紂王)、弗敬上天、降災下民。沈湎冒色、敢行暴虐。……皇天震怒、命我文考(文王)、肅將天威、大勳未集。……天命誅之。予弗順天、厥罪惟鈞。 (『尚書』泰誓上)

今、商王受(紂王)、上天を敬せず、災を下民に降す。沈湎冒色、敢えて暴虐を行う。……皇天震怒し、我が文考(文王)に命じ、肅みて天威を將うも、大勳

未だ集らず。……天命じて之を誅す。予れ天に順わされば、厥の罪は惟れ釣し。

武王は、天を蔑ろにして暴虐をはたらく殷の紂王に対し上天（皇天）が嘗て討伐を命じたが、父の文王の時代には果たせず、今度は自分に命が降ったとして自己の軍事行動を正当化する。殷の討伐を天命とし、天と兵を結びつける点は『蓋廬』の義兵説と軌を一にするであろう。

ただし、細かく見ると両者には差異も存在する。『尚書』では、人格神としての天が文王や武王に直接誅伐を命ずる、単純で直接的な構造をとっている。これに対して『蓋廬』では、天から特定の個人に命が降るとはされず、天意の反映である天時に従う者が王者となると説かれており、天と為政者の間に天時を介するやや複雑で間接的な構造をとる。すなわち、『蓋廬』の義兵説は、天を代行して誅伐を行うという点では武王克殷と近似するが、人格神としての天よりも、その意志の反映である天時が前面に出ている点には大きな違いが認められるのである。

『蓋廬』に見える兵陰陽家の用兵法については、前述の如く既に多くの論考があり、また前掲の拙稿でも卑見を述べた。それは一言でいえば、陰陽・日月・四時・五行の推移に従うことを主とするものであり、これこそが

天時に従うことの具体的内容であった。すなわち、『蓋廬』の陰陽流兵法は、単に戦争の勝敗を占うという目的にとどまるのではなく、天意に従うという上天信仰を基盤としたものであったと言える。そこには天の意志に従うからこそ、天下全体の支配者と成り得るとの思考がはたらいっているであろう。

以上を再度まとめると以下のようになる。義兵の主張自体は、『荀子』や『尉繚子』にも見えるが、『蓋廬』の義兵説は「兵刑一致」を説く点で『管子』により近い性格を示す。ただし、『管子』は覇者の立場に立脚した義兵説であるのに対し、『蓋廬』では天下全体の支配者たる王者の立場からの義兵説となっている。そしてその背後には上天が存在し、天時への随順を説くのも、天意に従う者が王者と成り得るとする上帝信仰を基盤にしたものであったと考えられる。

六、「自立爲王者」と『蓋廬』の成書時期

本書は、春秋末の呉王闔廬と伍子胥の問答形式をとり、また、先述の如く、少なくとも戦国期には成立していたと考えられることから、その編纂時期は、春秋後期から戦国後期までの間と推定される。

本書の成立時期、及び著者については、現在のところ、①春秋後期、伍子胥の著作とする呉榮曾説、②戦国前期、伍子胥の門人弟子の作とする曹錦炎説、③戦国後期、または秦漢の際、後人の仮託による著作とする邵鴻説、以上の三説が提起されている(注6)。

前掲の拙稿では、②の曹錦炎説に従いつつも、その成書時期については戦国前期から中期頃と推定した。本節では、前節で検討した「自立爲王者」の解釈も含め、再度『蓋廬』の成書時期について考えてみたい。

先ず①春秋後期説は、本書が春秋末の闔廬と伍子胥の問答体で構成されていることを根拠としたものである。しかしながら、両者の対話は実録とは見做し難い節がある。例えば、伍子胥は、「天之八時」・「天四殃」・「七術」・「日有八勝」・「此十者」など、しばしば数を示して整然と答えている。本書に後人の整理の手が加わっていることは明らかであり、従って、その成立を春秋後期とするのは無理がある。

次の②戦国前期説は、本書に戦国前期の成書である『孫子』と本文が見える点、及び、本書中の聖賢としての黄帝像が、戦国中後期の法家の著作に見える専制君主の黄帝像とは異なる点等を根拠としている。確かに前者は、本書に戦国前期にも遡り得る古い資料が含まれている可

能性を示唆するが、その類似文が『孫子』からの引用文である可能性も決して否定できない。また後者についても、拙稿で指摘した如く、『蓋廬』と類似する黄帝像は、戦国中期の成書とされる『十六経』にも見え(注7)、必ずしも戦国中後期に見えないものではない。

さらに注目すべきは、『黄帝書』の側には五行思想が見えないのに対し、『蓋廬』では黄帝と五行思想が結びつけられ、しばしば五行相勝の理論に基づく用兵法が展開されている点である。

五行相勝説といえは、戦国後期に活躍した鄒衍(前三〇五〜前二四〇年)の五徳終始説が有名だが、五行相勝説自体は、『孫子』虚実篇「五行に恒勝無し」や、『墨子』経下篇「五行に常勝母し」にも見える。『孫子』(十三篇『孫子』を指す)の成立は、春秋末から戦国前期の成書との見方が有力となつていたので(注8)、五行相勝思想の成立もこれを遡るであろう。だが問題となるのは、五行相勝の思想が兵法中に取り入れられる時期である。これについては判然としないが、「五壤の勝は、青は黄に勝ち、黄は黒に勝ち、黒は赤に勝ち、赤は白に勝ち、白は青に勝ち」(『孫臏兵法』地葆篇)、及び「勝つ有り、勝たざる有るは、五行是れなり」・「之を制するに五行を以てす」(同書奇正篇)等、戦国中期に活躍した孫臏の兵法を記

す『孫臏兵法』の中に、その萌芽的な要素が見えている。従って、この点よりみれば、『蓋廬』の成立は戦国中期以降という可能性が考えられよう。

さらにもう一つ、本書の成立を考える上で手掛かりとなるのが、本書第九章中の「其の徳母き者、自ら置きて君と爲り、自ら立ちて王と爲る者は、之を攻む」という一文である。邵鴻氏は、「自置爲君」は前四〇三年に韓趙魏が晋を三分して以降に出現した現象であり、また、「自立爲王」は前三世紀に普遍的に発生した状況であるとして、『蓋廬』の成書を戦国後期以降と推測している。

この中で、特に注目すべきは後者の「自立爲王」という記述であろう。これは、当時、王号を自称する者が存在したことを前提としている。では一体、これは何時頃の時代状況と適合するのであろうか。

可能性の一つとして考えられるのは、春秋末の越国である。『史記』や『漢書』の記載によれば、越は允常（在位前五三八年〜前四九六年）の時代、或いはその子の句踐（在位前四九六年〜前四六五年）の時代に称王を開始している^{注30}。新興の越国は、呉王闔廬にとって決して好ましい存在ではなかったであろうし、ましてや自分と同じ王号を称することは、容認し難いことであったと推測される。本書が春秋末の問答設定になっていることを

念頭におくならば、「自立爲王」とは、越王を指す可能性も考えられるであろう。

しかしながら、第九章で攻撃対象に挙げられている君主は、特定の個人を指すというよりも、当時、こうした君主が頻繁に出現したことを示しているようである。してみれば、邵鴻氏の指摘するように、こうした現象が普遍的に発生した時期を想定する必要がある。邵鴻氏は「自立爲王」を前三世紀の普遍的な現象とするが、中原諸国の称王は前四世紀後半、すなわち戦国中期後半の前三三〇年前後に集中して見られる現象である^{注31}。従って、「自立爲王」という現象は、戦国中期後半から、戦国後期の時代状況と適合するであろう。なお、邵鴻氏は、本書の成書時期として秦漢の際という可能性も提示するが、これはあまりにも該墓の下葬時期に接近しているので、その可能性はほとんどないであろう。

以上を総合すると、本書の成書は、戦国中後期、より限定すれば、戦国中期後半から戦国後期である可能性が最も高いと考えられる。前稿においては本書の成立時期を戦国前中期と推定したが、以上のように修正を行うこととしたい。本書の成書時期を巡っては未だ謎が多い。今後この問題については、多方面からの検討が必要となるであろう。

注

- (1) 同墓より出土した「曆譜」には、漢の高祖五年（前二〇二年）四月から、呂后二年（前一八六年）後九月までの各月における朔日の干支が記されている。なお、発掘状況の詳細は、荊州地区博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九八五年第一期）を参照。
- (2) 『蓋廬』中の兵陰陽家の思想について論じたものには、田旭東「張家山《蓋廬》中の兵陰陽家」（『歴史研究』二〇〇二年第六期）、田旭東「新公布的竹簡兵書—《蓋廬》」（『中華文化論壇』二〇〇三年第一期）、石井真美子「張家山漢簡『蓋廬』に見られる兵陰陽についての一考察」（『学林』第四十六・四十七号、二〇〇八年三月）等がある。
- (3) 田旭東「新公布的竹簡兵書—《蓋廬》」（『中華文化論壇』二〇〇三年第一期）
- (4) 李銳「張家山漢簡《蓋廬》散札」（簡帛研究 <http://www.jianbo.org>）二〇〇二年六月二十七日に従って、「謀」「何」の二字を補う。
- (5) 連劭名「張家山漢簡《蓋廬》考述」（『中国歴史文物』二〇〇五年第二期）
- (6) 吳榮曾「蓋廬初探」（儒藏網站 <http://www.ruzang.net>）

- 二〇〇八年八月現在、閲覧不能、曹錦炎「論張家山漢簡《蓋廬》」（『東南文化』二〇〇二年第九期）、邵鴻「張家山漢簡《蓋廬》研究」（文物出版社、二〇〇七年十一月）参照。
- (7) 唐蘭「馬王堆出土《老子》乙本卷前古佚書的研究」（『考古學報』一九七五年第一期）では、「黃帝書」の成書を戦国前中期頃と推定している。

- (8) 浅野裕一「十三篇『孫子』の成立事情」（『島根大学教育学部紀要』第十三卷、一九七九年）、湯淺邦弘「中国古代軍事思想史の研究」（研文出版、一九九九年）等を参照。

- (9) 『史記』越王句踐世家の正義が引く輿地志には、「越侯夫譚有り、子を允常と曰う。土を拓き始めて大となり、王を稱す」とあり、また『漢書』地理志下には、「後二十世、句踐に至りて王を稱す」とある。

- (10) 『史記』の各世家の記載によれば、各国の称王は、魏（前三三四年）・齊（前三三四年）・秦（前三二五年）・燕（前三二三年）・韓（前三二二年）。ただし、その称王の時期については諸説ある。

〔付記〕

本稿は、平成二十年度日本学術振興会・科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。